



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 令和7年4月保育所入所申込み分就労証明書記載の留意点 — 「落選ねらい」問題に対応

9月30日に就労証明書の**新様式**が定められ、10月1日より申込み受付が順次開始されています。

保育所の4月入所申込みについては、**育児休業を延長する目的**で競争率の高いところに申し込んだりする「**落選ねらい**」が問題視され、対応が求められていました。

1. 様式の変更点

新様式では、次の5つの記載欄が追加されました。

- 1 入所内定時育休短縮可否
- 2 育休延長可否
- 3 単身赴任期間(予定を含む)
- 4 備考欄
- 5 保護者記載欄(児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄)

また、自治体によっては**夜勤に関する状況**を別紙で提出することができ、就労証明書と同様に企業に記載を求めているところもあります。

2 育児休業給付金の支給期間延長の要件と手続きも見直し

上記の「**落選ねらい**」対策として、**令和7年4月1日**からは**育児休業給付金**の支給期間の**延長手続き**も見直され、従業員が記載する申告書と**保育所等の利用申込書の写し**も、ハローワークに提出することとなります。

また、支給要件として、市区町村に申し込んだ内容が、**速やかな職場復帰のために**保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであることも、必要となります。

令和7年4月1日以後に育児休業に係る**子が1歳に達する場合**または**1歳6カ月に達する場合**に適用されますので、該当する育児休業取得者に案内しておくといでしょう。

- 【官報(令和6年9月30日号外第227号)「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第84号)」】

<https://kanpou.npb.go.jp/20240930/20240930g00227/20240930g002270004f.html>

- 【雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第47号)】

https://laws.e-gov.go.jp/law/350M50002000003/20250401_506M60000100047?tab=compare

**11月の税務と労務の手続** (提出先・納付先)**11日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出[税務署]

12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

**トピック** (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)**● 50人未満の事業所にもストレスチェック実施義務づけへ(10/11)**

厚生労働省は、ストレスチェックについて、従業員50人未満の小規模事業所にも対象を広げる方針を固めた。10日に開催された同省の有識者検討会に数年後の導入を想定した案を示し、了承された。昨年度、精神疾患を発症して労災認定を受けた人が過去最多の883人に上り、今年3月から改善に向けた議論を進めていた。来年の通常国会への労働安全衛生法改正法案提出を目指す。

● 実質賃金がマイナスに転じる(10/8)

厚生労働省が発表した8月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金が3カ月ぶりのマイナスに転じたことがわかった。現金給与総額は3.0%増となったが、消費者物価指数は3.5%の上昇となり、結果として実質賃金は前年同月比マイナス0.6%となった。

【後記】 11月1日から自転車運転の危険運転に罰則が科されます**■ 道路交通法の改正**

令和6年11月1日より、自転車の運転中ながらスマホと酒気帯び運転および補助¹に対して、新しく罰則が適用されます。

■ 運転中ながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

○ 違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

○ 交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

■ 酒気帯び運転および補助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

○ 違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○ 自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○ 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

■ 自転車運転者講習制度

上記は、自転車運転者講習制度の対象となります。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為(信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等)を反復して行った者も講習制度の対象となります。

* 受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。

【警察庁 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました】

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6_poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf